

掛川市告示第20号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規程に基づき、次のとおり使用料の
収納事務を委託した。

令和5年3月28日

掛川市長 久保田 崇

1 委託先

名 称	所 在 地
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目8番27号
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目1番21号
PayPay株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
LINE Pay株式会社	東京都品川区西品川一丁目1番1号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番2号

2 委託した収納の事務

掛川市汚水処理施設条例（平成17年掛川市条例第96号）の規定に基づく汚水処理施設の使用料
の収納事務

3 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで